

個人の場合

別記様式第一号（第三条関係）

表面

| 登録の種類 | | 新規・更新 | ※登録番号 | 神奈川県知事 第〇△●▲号 |
|--|------------|--|---------------|---------------|
| | | | ※登録年月日 | 平成〇〇年 〇月 〇日 |
| 遊漁船業者登録申請書 | | | | |
| 証紙貼付欄 (消印してはならない。) | | | | |
| 更新の場合「新規」を 2本線で消します。 | | | | |
| この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。 | | | | |
| 新規登録を受けた日付です。 (不明でしたら水産課にお問い合わせください) | | | | |
| 申請書を提出する年月 日を記入 | | | | |
| 令和〇年〇月〇〇日 | | | | |
| 申請者 神奈川 太郎 | | | | |
| 神奈川県知事 殿 | | | | |
| 申請者の氏名を記入します。 | | | | |
| フリガナ 氏名又は名称 | | カナガワ タロウ 神奈川 太郎 | | |
| 住 所 | | 郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇区〇〇1丁目2-3 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス abcd@efg.hi.jk.lmn | | |
| 法人である場合の フリガナ 代表者の氏名 | | 個人の場合、何も記入する必要ありません。 | | |
| 法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び 役職名 | | | | |
| フリガナ 氏 名 | 役職（常勤・非常勤） | フリガナ 氏 名 | 役職（常勤・非常勤） | |
| 個人の場合、何も記入する必要ありません。 | | | | |
| 更新の場合のみ、現在既に受け ている登録番号を記入。 | | | | |
| 申請時において既に受けている登録 | | | 神奈川県知事 第〇△●▲号 | |

裏面

| | | | | | | |
|--|---------------------------------|---|------------|-----------------------------|--------------------------|--|
| 未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所 | フリガナ 氏名又は名称 | | | | | |
| | 住所 | 郵便番号 (-) | | 電話番号 () - メールアドレス | | |
| 法定代理人が法人である場合のフリガナ代表者の氏名 | | | | | | |
| 法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名 | | | | | | |
| フリガナ 氏名 | 役職（常勤・非常勤） | フリガ ナ | 役職（常勤・非常勤） | | | |
| | | | | | | |
| 営業所の名称及び所在地 | | | | | | |
| フリガナ 名称 | | 所在地 郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス abc@efg.hijk.lmn | | | | |
| ツブネ カガワマル 釣船 神奈川丸 | | 〇〇市〇〇区〇〇4丁目5-6 | | | | |
| 法第12条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名、フリガナ | | カガワ タロウ カガワ ジロウ 神奈川 太郎, 神奈川 次郎 | | | 選任した遊漁船業務主任者の氏名を記入します。 | |
| 損害賠償措置 | | | | | | |
| フリガナ 遊漁船の 名称 | 保険契約又は 共済契約の名称 | 瀬渡し 有・無 | 遊漁船 の定員 | 利用定 員 | 填補限度額 (定員1名当 たりの額) | 保険期間 (年 月 日から 年 月 日まで) |
| カガワマル 神奈川丸 | 〇〇損害保険株式 会社 遊漁船業者総合保 険 | 有 | 10 | 30 | 5,000万円 | 令和6年4月1日から 令和7年4月1日まで |
| 他の都道府県知事の登録状況 | | | | | | |
| 登 録 番 号 | | | 登 録 | | | |
| | | | | | | |

備 考

- 電子的申請や証紙の貼付けの有無等については、登録を受けようとする都道府県が定めるところにより行うこと。**新規の場合のみ。**
- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
- 「損害賠償措置」の欄については、瀬渡し（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業務をいう。）を行う場合にあっては、遊漁船の定員及び利用定員（利用者を下船させる特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること。

- 瀬渡し無の場合、遊漁船の定員数
 - 瀬渡し有の場合、同時に瀬渡しを行う最大人数。
- 【例1】遊漁船定員10人を2回瀬渡しの場合、利用定員は20人。
【例2】遊漁船定員10人を2回瀬渡し、同時に船釣りをを行う場合、利用定員は20人+10人=30人。